

第5回佐久市市民交流ひろば設計・管理運営計画検討委員会 次第

平成24年1月20日(金)

午後1時30分～

佐久市役所8階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 市民交流ひろばの設計について

(2) 管理運営計画について

(3) その他

4 閉 会

平成24年 1月20日

# 第五回 佐久市市民交流ひろば設計・管理 運営計画検討委員会 会議資料

## 目次

- ・資料1 市民交流ひろばの設計について
- ・資料2 管理運営計画について

基本設計平面図

※写真は全てイメージです。

**こもれびの森**  
園路周辺に健康遊具や子供用遊具を配置し、世代間交流のできる空間として整備します。



※詳細は3ページ

**太陽のひろば**  
思いっきり走り回ったり、地域のイベントなど多様な目的や活動に対応できる芝生とクレー舗装のひろばを整備します。芝生全体にはアンジュレーションを設けます。



**植栽・花壇の整備**  
市民の皆様などが管理に参加できるような植栽・花壇の整備を行います。



**駐車場**  
大きな集まりやイベントにご利用いただけるように、165台の駐車場を設けます。

※詳細は4ページ



**出会うの散歩道、憩いの小径**  
佐久平駅前広場、ミレニアムパーク、勤労者福祉センター、市民交流ひろばを緑と潤いのある連続した一体感のある「市民交流ゾーン」とし、市民交流ひろばへの導入部としての「出会うの散歩道」と、ひろば内の散策やジョギングができる「憩いの小径」を設けます。

**休憩所の整備**  
公園を訪れた人が快適に利用できるような休憩施設の整備を行います。




※詳細は5ページ

**水景施設 (噴水+流れ+じゃぶじゃぶ池)**  
子供たちが夏場に水に親しんで遊ぶことのできる水景施設の整備を行います。




※詳細は2ページ

**つどいのひろば・つどいの丘**  
子供たちが集まってくる魅力のある空間として遊具等の整備を行います。また、大人用の健康遊具を配置し、世代間交流の出来る空間を設けます。つどいのひろばの横には周囲を見渡せる「つどいの丘」を設けます。

※詳細は3ページ








## 水景施設

### ■水景施設の基本的な考え方（報告書より）

①親子共々心身が健全で、すこやかな成長を促すには、緑豊かな自然とのふれあいが欠かせないものである。自然の中で水は大切な要素であり、子どもたちが気軽に水に親しみ、触れ合うことができる場として、また、訪れた全ての方に、緑に囲まれ潤いと安らぎを与えることができる場を創出するため、市民交流ひろばに水景施設を設置されたい。

なお、設置に当たっては、以下についてご留意されたい。

- ・佐久の気候から水景施設の使用期間が短く、また、維持管理が大変になることから、それらを考慮した水景施設の規模及び施設内容であること。
- ・小さな子供でも安全に遊べるものであること。
- ・維持管理費が多額にならないものであること。
- ・使用しない期間の利用形態を考慮したものであること。



### ■設計への反映

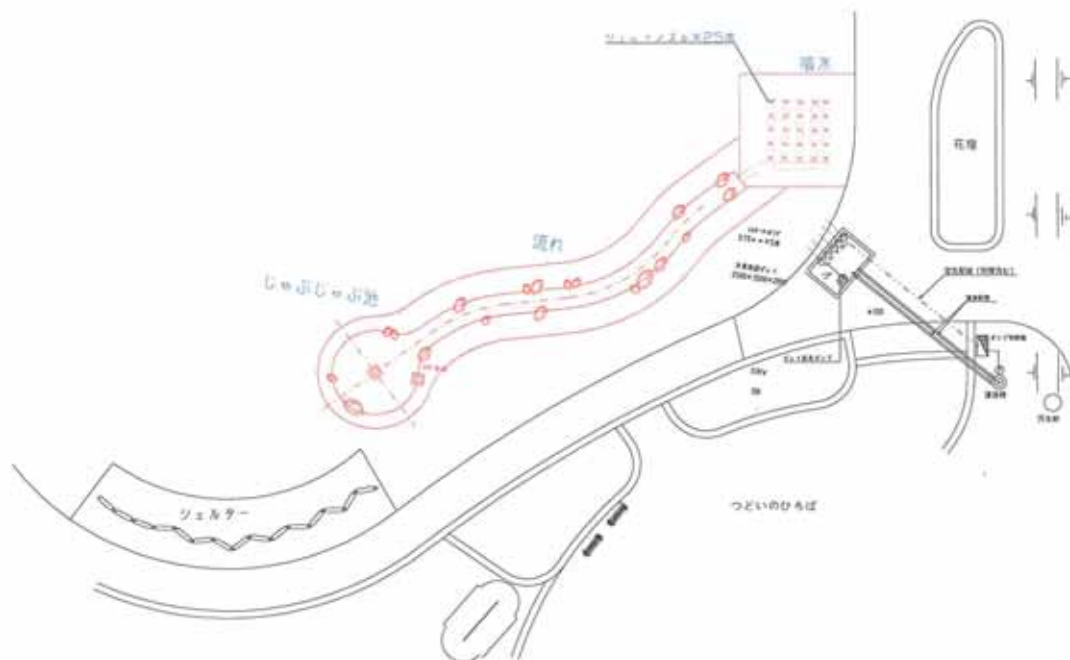
・小さなお子さんをお持ちのお母さん方から水景施設の設置を望む声が多いことから、訪れた方に潤いと安らぎを与えることができる「景観としての水景施設」とするのではなく、「子どもが遊べる水景施設（噴水+流れ+じゃぶじゃぶ池）」とします。

なお、設計に当たっては

- ①佐久の気候から利用期間が短いため、設置したことによる利用者の満足度や利用頻度を勘案した施設規模、使用期間、維持管理方法を検討します。
- ②水深や水質などに注意を払い、小さな子どもでも安全に遊べるようにします。
- ③子どもたちの安全確保の観点から、水景施設の配置は、ひろば内からの見通しがきき、また、保護者など大人の目が行き届く、遊戯施設のある「つどいのひろば」付近とします。
- ④使用する水については、ボーリング調査を実施した上で、安全な水質・水量が確保できた場合には、地下水を利用します。



水景施設計画平面図



※実施設計を進める中で変更する場合があります。

### ■水景施設設計計画

- 噴水
  - ・5列×5列（1m間隔）のジェットノズル
  - ・表面：石張り
- 流れ
  - ・延長30m、幅2～3m（うち水が流れる幅0.5～1.0m）
  - ・水深：5～10cm程度を予定。
  - ・表面：リサイクルストーン乱張り
  - ・飛び石を点在させる。
- じゃぶじゃぶ池
  - ・面積：25㎡（半径約2.8m）
  - ・「流れ」と一体になるよう計画する。
  - ・池に水を循環させるための受水枿を設ける。
- その他設備
  - ・循環設備
  - ・ろ過設備（砂ろ過、滅菌）
- 使用期間：5月～9月（5カ月間）  
使用しない期間は、石渡りの遊びなど、ひろばの一部として利用できる。

## 遊戯施設

### ■遊戯施設の基本的な考え方（報告書より）

- ①保護者が安心して見守ることができ、子供たちにとっても安全に動き回ることができるものであること。
- ②児童が冒険心を持ってチャレンジできる子供に魅力的な遊具で、かつ、「支持力」「跳躍力」「懸垂力」の基礎体力が養われ、子供の心身の発達に寄与する遊具であること。
- ③世代間交流を図るため、「つどいのひろば」と「こもれびの森」に子供用の遊具と大人用の健康遊具をそれぞれ配置すること。

なお、設置に当たっては、以下についてご留意されたい。

- ・安全基準に基づいた遊具であること。
- ・維持管理方法、経年劣化への対応について調査し、遊具を選定すること。

### ■設計への反映

・子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく遊具の選定、遊具の配置及び設置面への配慮、遊具の構造などとし、安全対策に十分に配慮した計画とします。

なお、計画に当たっては

- ①子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、それに内在する危険性を十分認識した上で、子どもの発育・発達段階に応じた遊具を配置します。
- ②柳澤運動プログラムがメインプログラムとして掲げる「支持力」「跳躍力」「懸垂力」の3つの力を養うことができる遊具を、子どもの動線を考慮して配置します。
- ③保護者などが子どもたちを安心して見守ることができるよう、「つどいのひろば」の必要な箇所にシェルター（日陰）を設置し、その中にベンチやテーブルを設置します。
- ④世代間交流を図るため、「つどいのひろば」と「こもれびの森」に、子ども用の遊具と大人用の健康遊具を配置します。大人用の健康遊具は、子どもにも危険がないものを選定します。
- ⑤維持管理方法、経年変化への対応を見極めたくて、遊具を選定します。



### ふわふわドームについて（整備にあたっての課題の資料）

#### 【維持管理】

- ふわふわドームは空気の圧力で押し上げた膜面の上で、利用者がよじ登ったり、滑ったりして楽しむ遊具です。膜表面の汚れは、膜材の劣化を促進するものであり、また利用者にも不快感を与えるので、定期的な清掃を心がける必要があります。
- 台風などの強風時、降雪時、長時間使用しない時はふわふわドームを未使用状態で格納し、風によるバタつきを防ぐためにカバー、ロープ掛けなどによって養生し、保管する必要があります。
- 日常のドームのエアーアップ・ダウンは、折れじわによる膜材の劣化が進行するため勧められない。管理上、日常のエアーアップ・ダウンを行う場合は膜の寿命を縮める原因となります。

#### 【始業点検、終業点検】

始業点検	終業点検
①気象条件を確認する。	①ドーム上・周辺及び通風小窓周辺に障害物がないか、人がいないかを確認する。
②ドーム上・周辺及び通風小窓周辺に障害物がないか、人がいないかを確認する。	②ドーム上に傷や亀裂がないかを確認する。
③ドーム上に傷や亀裂がないかを確認する。	③火災がないかを確認する。
④ドーム上が濡れていないかを確認する。	④気象条件を確認する。
⑤安全領域内の長砂・豆砂利などがやわらかい状態か、また、量は十分かを確認する。異物、障害物がないかを確認する。	

#### 【標準使用期間及び消耗部材】

##### ●標準使用期間

通常の気象、立地条件、利用状況及び適切な維持管理状況のもと、安全上支障がなく利用できる期間は20年です。（保証期間ではありません。）

##### ●消耗部材(部品)とその推奨交換サイクル

下記に示す部材(部品)は、その構造的・機能的性質から磨耗、疲労が発生しやすく定期的に補修、交換が必要になります。

推奨交換サイクルは維持管理を行うための目安で保証するものではありません。点検の結果、磨耗などの度合いや推奨交換サイクルを参考に置き替える必要があります。

No.	消耗部材(部品)	推奨交換サイクル
1	外膜	5年～7年 耐摩耗仕様による最新素材では、最長12
2	内膜	10年～14年
3	送風機	10年
4	送風ダクト(布)	7年～10年
5	電源表示ランプ	5年～7年
6	Vベルト*	5年～7年

## 植栽

### ■植樹、植栽等の基本的な考え方（報告書より）

- ①主に佐久地域の気候・風土に適した樹木や花木を取り入れ、佐久らしさを感じられる植樹、植栽等の計画とすること。
- ②市民協働による活動等を見据えた花壇や植栽帯の計画とすること。
- ③訪れた人に潤いと安らぎを与える、市街地の中の緑豊かなひろばとして相應しい植樹、植栽等を基本とすること。
- ④佐久平駅、ミレニアムパーク、勤労者福祉センターの緑と一体感のある計画とすること。

なお、設置に当たっては、以下についてご留意されたい。  
・植樹、植栽等の維持管理について十分に検討されたい。

### ■設計への反映

- ・主に県内又は佐久地域に自生し、佐久らしさを感じられる植樹、植栽等とします。
- なお、設計に当たっては
- ①佐久平駅、ミレニアムパーク、勤労者福祉センターの緑と一体感がある計画とします。
  - ②市内外を問わず多くの方から「愛され・親しまれ・共に育む“ひろば”」として愛着を持ってご利用されるよう、市民協働による植樹・芝張りなどの整備や維持管理を見据えた計画とします。
  - ③四季を感じ、鳥や昆虫が来て多様な自然環境を創出する樹種を選定し、訪れた人に潤いと安らぎを与えることができる植栽計画とします。

### ○植栽設計方針

- ・**成長する緑を楽しむ**  
最初から完成された緑の形成を図るのではなく、将来を見越した植栽計画とする。5年後、10年後の完成形を目指し、最初から大きなものを入れるのではなく、成長過程の樹木とする。
- ・**地域の気候に合った植栽**  
郷土に適合した樹木の選択をする。  
地域の自生種を主体にした植栽計画とする。  
佐久らしさを樹木で表現する。
- ・**植栽によるいろいろ**  
四季を感じることでできる緑を創出する。  
花木を中心に華やかさを感じることでできる樹種を選定する。  
視覚、聴覚、臭覚等五感を通して感じることでできる緑を創出する。
- ・**機能的な緑**  
緑陰樹  
夏に緑陰を作ることのできる緑により、休憩スペースとしての機能を満たす。  
防風林  
北風を防ぎ、冬の利用も可能となるよう、西側には常緑高木を配置する。
- ・**みんなが参加できるひろば**  
市民協働による緑作り  
ひろばの植樹活動への参加を計画し、緑を大切にすることを育む。  
管理運営において、市民の積極的な参加によるアダプト制度などを確立し、持続的な管理運営を図る。  
四季の森ゾーンには、市民の皆さんに植樹をしていただける区画を計画していきます。

植栽ゾーニング図



#### 緩衝緑地ゾーン

佐久に適合した樹木  
コナラを始めしっかりと緑を確保するため常緑のサワラ、ウラジロモミを混植し、みどりの帯を形成する。

#### 四季の森ゾーン

四季折々楽しめる樹木（花木、紅葉木）等を中心に森を形成する。  
春 サクラ類、コブシ、ツツジ類  
夏 ヒメシャラ、サルスベリ、アジサイ  
秋 カエデ類、ナブカマド、ドウダンツツジなど

#### みどりの木陰ゾーン

夏の木陰をつくる樹木を中心に緑陰を形成する。イタヤカエデ、コナラ、クヌギ、アカシデなど

#### みんなの花壇ゾーン

ボランティアによる既設の草花の植替えなどアダプトシステムを採用し、市民一体で美化に取り組む。

#### エントランス花壇ゾーン

ネーミングライツなどを採用し、スポンサーを見つけ美化の向上と維持管理の軽減を図る。

#### エントランスゾーン

樹形が象徴的な樹木を中心にエントランス空間を形成するのにふさわしい樹木で構成する。

## その他の施設

### ■その他の施設の基本的な考え方（報告書より）

- ①休憩施設については、「太陽のひろば」や「つどいのひろば」などで遊ぶ子どもたちや、それを見守る保護者、世代を超えて訪れる方や、各種イベント等で利用される方など、多様な活動や目的に使用されることを想定した配置計画とすること。また、降雨や日が遮断できる工夫や構造を計画すること。
- ②トイレについては、このひろばが様々な活動や交流の場として利用されていることを想定し、設置数などについて検討すること。特に位置や構造については、小さな子どもや高齢の方、障がいなどをお持ちの方に十分な配慮をされ、誰もが安心、安全に利用できる計画とすること。
- ③市民交流ひろばの各施設は、高齢の方や障がいなどをお持ちの方だけでなく、公園に訪れる全ての人にとって、安全で安心して利用できるものとする。
- ④ひろば内の照明については、周辺の景観となじむデザインとすること。また、自然エネルギーを利用し、佐久らしいデザインの街路灯を導入されたい。



### ■設計への反映

- ①休憩施設は、ひろばを快適に利用するための施設であり、機能的かつ安全なものを整備します。また、多様な活動や目的に使用されることを想定した施設規模や配置とし、ゆっくり休息ができるスペースとします。さらに、シェルター（日陰）などにより、雨や日差しが遮断できる構造とします。「つどいのひろば」には、子どもをゆっくりと見守ることのできるベンチを配置します。
- ②トイレは、市街地中心部のひろばであることから、通常の使用に加え、多くのイベント等が開催される可能性が高く、人員の集中によるトイレ不足が懸念されるため、便器数などの規模については多めに配置します。また、「つどいのひろば」で遊んでいる子どもたちがすぐにトイレに行けるよう、トイレの位置を「つどいのひろば」付近に変更します。
- ③各施設全てにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安全で安心して利用できる設備とします。（案内サイン、遊戯施設、休憩施設、トイレ、駐車場など）
- ④照明施設は、歩行者の安全で快適な歩道空間としての「機能照明」と、周辺の景観となじむ景観形成等を目的とした「演出照明」を設置します。また、佐久ものづくり研究会による佐久らしいデザインのソーラー照明灯を導入します。



### ■休憩施設設計計画

- ①シェルター
  - ・規模：イベントの開催や小学校等の課外授業等を想定し、1箇所当り2クラス（60～70人）が一度に休憩できるスペースとして、約100㎡とする。
  - ・設置数：楕円形2箇所 アーチ型2箇所 計4箇所
  - ・構造：鉄骨造 屋根材は特殊耐候性膜構造とする。
- ②ベンチ
  - 太陽のひろばの周囲に沿って設置する。シェルター内のベンチはテーブルベンチとし、お弁当が食べられるようにする。つどいのひろば内には、遊具で遊ぶ子どもを見守れるように、屋根付のベンチ（シェードベンチ）を配置する。
- ③トイレ
  - トイレ1
    - ・規模：約33㎡
    - ・男子用：大便器洋式2、小便器2、手洗い3、用具入れ1
    - ・女子用：大便器洋式3（うち1箇所にベビーベッド1、小児用小便器1）、手洗い3
    - ・多目的用：大便器1、オストメイト1、手洗い1、ベビーベッド1、ベビーチェア1
    - ・ひろば管理用の倉庫：約20㎡
    - ・係員詰所：約20㎡
  - トイレ2
    - ・規模：約33㎡
    - ・男子用：大便器洋式2、小便器2、手洗い3、用具入れ1
    - ・女子用：大便器洋式3（うち1箇所にベビーベッド1、小児用小便器1）、手洗い3
    - ・多目的用：大便器1、オストメイト1、手洗い1、ベビーベッド1、ベビーチェア1

※オストメイト：病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（人工肛門・人工膀胱）を造設した方が使用する便器。

## 市民交流ひろば管理運営の方法（方向性の検討）

## □市民意見・検討委員会意見

ひろばの管理運営について、「市民協働による管理が必要」「ボランティアが気軽に管理活動に参加できる施設整備、管理形態、体制づくりが必要」「ひろばを安全で安心して利用するための施設整備、施設利用の条件・制限が必要」など、具体的な意見や要望を頂いています。

## 【市民意見】

## ◆市民協働による管理が必要

- ・ひろばの維持管理は住民主体で行った方が良い。
- ・清掃は小中高、保育園にやってもらうなど、長野県一綺麗な公園になるようにしてほしい。
- ・花壇の花は近くの小中学生が季節ごとに植え替えをしたらどうか。
- ・記念樹や花壇は自己又は学校や保育園で行ったらどうか。

## ◆ひろばを安全で安心して利用するための意見・要望

- ・中高生の溜まり場、非行の温床にならないようにしてほしい。
- ・使用時間を決め、夜間の出入りを禁止したらどうか。
- ・市民交流ひろば造れば、夜間の管理が問題となり、周辺住民や学校が大変心配になる。
- ・犬の連れ込みを禁止してほしい。
- ・勤労者福祉センターでイベント等があった場合、勤労者福祉センター内の駐車場に停められなかったらどこに停めるのか。
- ・市民交流ひろばの駐車場に停められない場合、周囲の民間駐車場に停めるとお金がかかり、人が集まらなくなるのではないか。
- ・夜間は駐車場に入れるのか。夜間電灯を付けても人は入ってこられる
- ・夜の治安や独占されることを考慮し、駐車場は時間制限のカード式にしたらどうか。（ひろば南側の駐車場は夜間閉鎖する。）
- ・自由に出入りできるとゴミ捨てや不心得者に対する管理が難しくなるので、ひろばの周囲を全面金網フェンスで覆って欲しい。
- ・月に1回清掃活動をし、1年中公園が綺麗になるようにしてほしい。

## ◆様々な活動や交流が行える場の創出

- ・夏も冬も遊べ、一年中みんなが楽しめる公園にして欲しい。
- ・イベントは長寿の都市へ向けて、市内の有名な方の指導のもと毎月開催したらどうか。
- ・バザーやフリーマーケットなどのイベントを年数回やって欲しい。
- ・野外コンサートを開催してほしい。
- ・農産物収穫祭を開催してほしい。
- ・自転車の乗り入れを積極的に歓迎してほしい。（子どもが自転車を学ぶ・遊べる公園、バイクトライアルが出来る施設を望む。）

## 【検討委員会意見】

## ◆市民協働による管理が必要

- ・中心市街地の公園であるため、市民に「自分達の公園」であるということをどのように意識させるか。（第1回）
- ・新小学校建設の児童とPTAがアダプトシステムにより管理を行えば、児童の景観教育にも大変良い。（第2回）
- ・草むしりやトイレ掃除など、アダプトシステムなどで地域の人が維持管理することを考えて頂きたい。（第3回）
- ・近隣の人達が愛着を持ってやって行くという市民参加型のことを「設計に関する報告書」に加えた方が良い。（第4回）

## ◆ボランティアが気軽に管理活動に参加できる施設整備、管理形態、体制づくりが必要

- ・道具はボランティアが持参するのか。どこかに置いてある道具を使うのか。ボランティアにお願いするなら道具を置く場所が必要になる。（第3回）
- ・中枢的な役割を果たす事務所を造る計画はあるのか。（第4回）
- ・常駐者を置かないとボランティアに作業の指示ができない。（第4回）
- ・防犯的な意味から管理事務所を設置した方が良い。（第4回）
- ・公園を守るサポーターを地域の人達から募集したらどうか。（第3回）
- ・ボランティアで来る方のコーディネートはどのような形でやるのか。（第4回）
- ・管理主体団体組織の人達が手掛けた部分の責任の所在はどのように考えているのか。花壇を手入れしたつもりが小さな子が怪我をしてしまった場合の責任は設置者である市にあるのか。（第4回）
- ・全市の公園であるというコンセプトであるが、市内全ての学校や区などに参加を募るのかという問題がある。（第4回）

## ◆ひろばを安全で安心して利用するための施設整備、施設利用の条件・制限が必要

- ・障害者用の駐車スペースに健常者の車が停めることがないようにしてほしい。（第1回）
- ・駐車場は基本的に無料であるのか。駐車券を発行して何時間以内は無料とするかなどを考えているのか。（第4回）
- ・駅の近くで大変便利な公園の駐車場を都合良く使う人が現実にいる。駐車場を有料にする場合でも他の目的で利用する人がいることを踏まえて検討されたい。（第4回）
- ・ひろばは自由に使ってもいいということで貸し出しをするのか。制約や規制などをして貸し出しするのか。収益を目的とする民間等への貸し出しはどのようにするのか。（第4回）
- ・このひろばでどのようなイベントができるのか、そのための設備はどうするのか。（第1回）
- ・この公園はゴミ箱を置くのか。持ち帰りにするのか。（第4回）
- ・監視カメラの映像チェックは決定なのか。園全体を24時間監視するのか。監視カメラの設置に関してはメリット、デメリットがある。（第4回）



□ご議論いただきたいこと

市民意見・検討委員会意見に対する、市の基本的な考え方を纏めました。今後、管理運営計画を進めていく上での基本的な考え方について、ご議論いただきたい。

**【管理運営に関する基本的な考え方(案)】**

市民に「愛され、親しまれ、共に育む“ひろば”」を実現するため、以下の考え方により管理運営を進めていきます。

**1. 安全で安心して快適に利用できるひろばづくり**

- ・市民交流ひろばは中心市街地のオープンスペースとしてさまざまな活動の場ともなるので、日常的な安全管理や防犯を考慮した管理をすすめる。
- ・人々が安全で安心して利用するための施設利用の条件及び制限、また施設を整える。

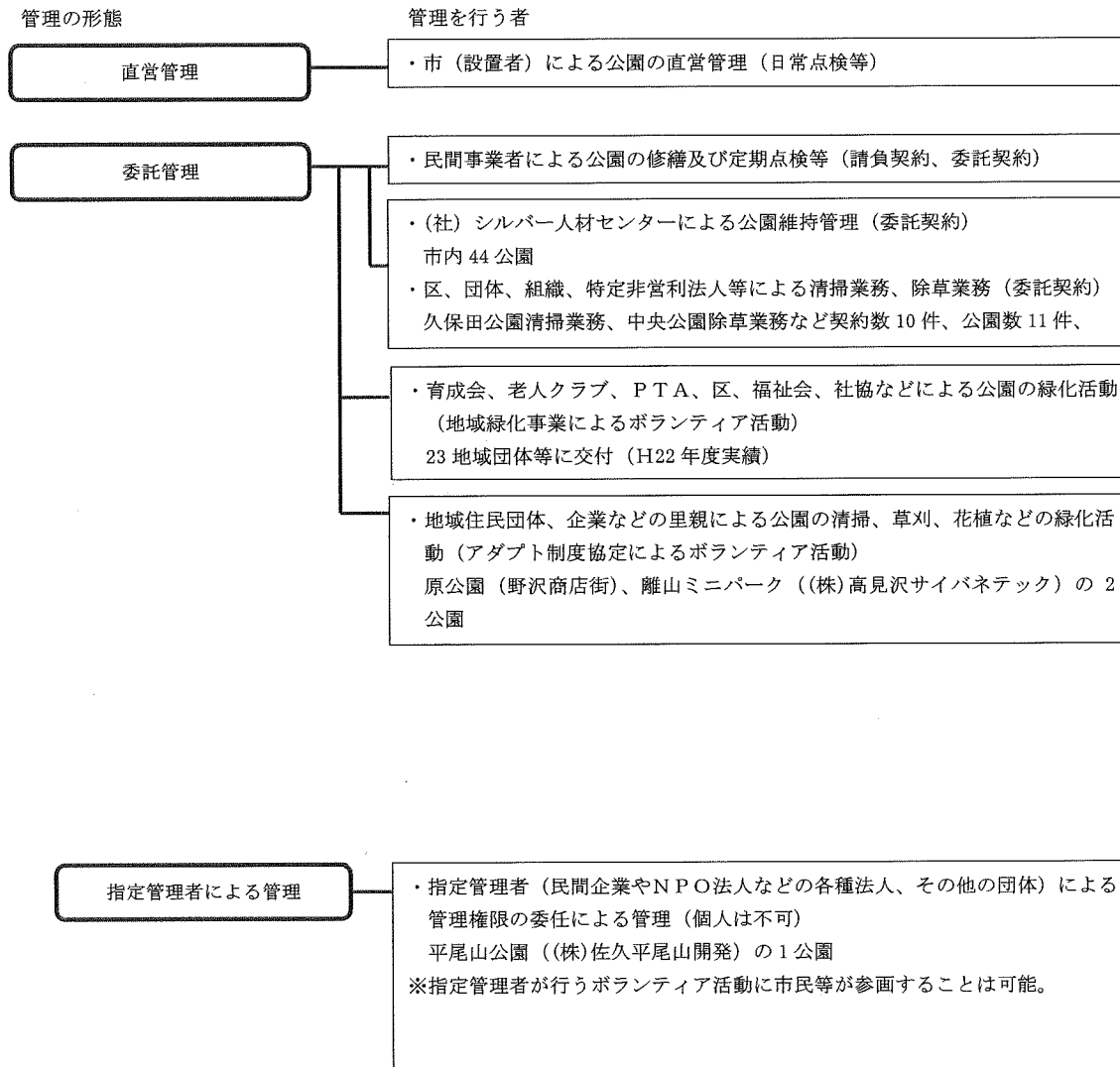
**2. 「愛され、親しまれ、共に育む“ひろば”」づくりをするための市民協働による管理運営の仕組みづくり**

- ・市民が積極的に参加し、ひろばの管理運営ができるよう、市民活動サポートセンターとの連携及び活用を図りながら、市民協働による管理運営の仕組みづくりを行う。
- ・持続的な施設運営及び施設の魅力向上を考える。
- ・地域活性化のため、ネーミングライツなどの導入を考える。

**3. 様々な活動や交流が行える機会を創出する仕組みづくり**

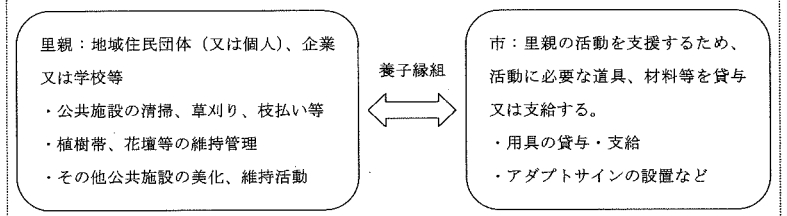
- ・公園管理者、地域や民間企業などと連携して創意工夫に富んだ様々な活動やイベントなどが行える仕組みを考え、ひろばをより楽しい場所にする。
- ・市民協働で育てる花壇など、市民のニーズの高い事業を実施し、利用者が高い満足感を得られる場所にする。

□現在の公園管理形態について



**【地域緑化事業とは？】**  
 自然と調和し、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるために、市民及び事業者並びに行政区等の地域団体が公共施設又は公益施設を緑化するのに必要な花苗、資材等を交付する事業。

**【アダプト制度とは？】**  
 アドプトとは養子縁組のことで、ボランティアの住民や企業が「里親」となり、公園の区域や施設などを「養子」とみなし、清掃や花壇、樹木の維持管理などを行う仕組み。



**【指定管理者制度とは？】**  
 指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。  
 従来、市の「公の施設」※の管理は、市が直接行うほかは、市の出資法人や公共的団体のみが行うことができました。しかし、この制度の創設により、民間企業やNPO法人、地域住民で構成する自治会などの団体でも公の施設の管理を行うことができるようになりました。  
 この制度は、公の施設の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。  
 ※「公の施設」とは、住民の皆様にご利用いただき、公共の福祉を増進するために、市など地方公共団体が設置している施設のことをいいます。デイサービスセンターなどの福祉施設や、日帰り温泉施設などの観光施設、コミュニティーセンター、都市公園などが該当します。

□ご議論いただきたいこと。

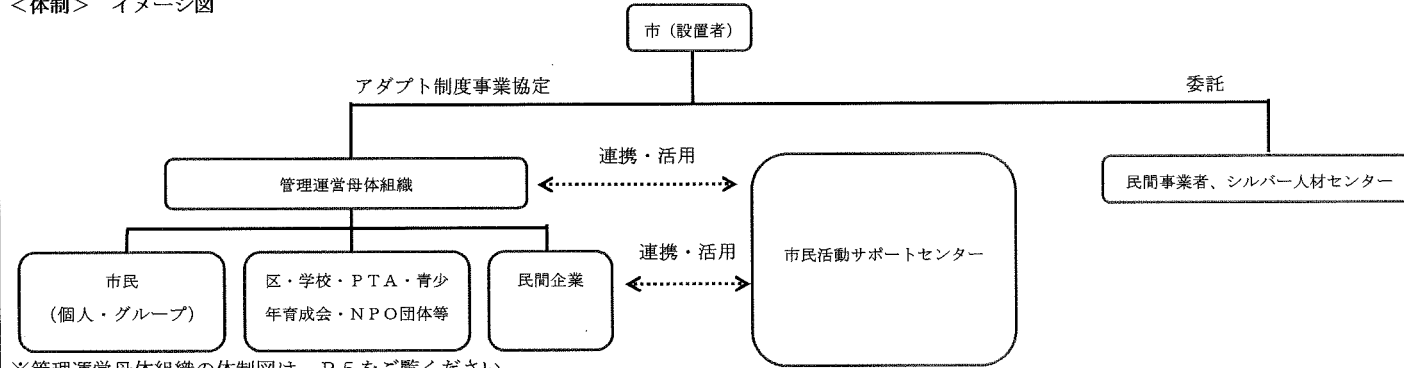
管理運営に関する基本的な考え方(案)を実現するため、次の2つの案を提案します。市民が参画できる管理形態及び管理運営の体制とその役割分担の範囲についてご議論いただきたい。

◆管理形態、管理運営の体制とその役割分担の範囲について (案)

<案1 管理形態 委託管理 アダプト制度による場合>

1. 管理運営の体制

<体制> イメージ図



※管理運営母体組織の体制図は、P5をご覧ください。

<体制の考え方>

市民交流ひろばは、多くの人が訪れ、集い合い、利用ができるよう、魅力的で特長のある遊具、水景施設などの専門的な知識、技術が必要とされる施設が多々あり、部分的に専門の業者への委託が必要となります。

そのため、公園の施設管理について、市民が協力できる部分は、市民ボランティア(アダプト制度)を活用し管理運営する。これはこのひろばが「共に育む“ひろば”」であるとともに、市民の皆さんに“自分たちの公園”という認識が芽生える。さらに公共施設利用へのマナーの向上が図れる。

<管理運営母体組織づくりの方法>

- ・協力者(ボランティア)を広報等により募集
- ・協力者(ボランティア)の母体となる管理運営母体組織の立ち上げ
- ・管理運営母体組織が「里親」となり、市民交流ひろばを中心とする市民交流ゾーンの公共施設などを「養子」とみなし、清掃や花壇、樹木の維持管理などを行うため、佐久市と管理運営母体組織が、アダプト制度事業協定を締結(佐久市アダプトシステム実施要領)

※管理運営母体の組織化が困難な場合、又は管理区分により、個別に佐久市とアダプトシステム事業協定を締結します。

※協力者が管理運営母体組織に参加しない場合でも、佐久市とアダプト制度事業協定を締結することは可能です。

2. 役割分担の範囲

<役割分担の範囲>

	維持管理	運営管理・法令管理
市	<施設管理> ・各施設の定期点検等 ・修繕及び修繕の委託 <植物管理>	<利用管理> ・ボランティアの育成・支援 ・市広報等による利用案内、利用調査、情報収集 ・事故処理等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物の日常点検等</li> </ul> <p>&lt;安全管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視、安全、防犯パトロール（定期）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主体によるイベント等の企画、実施、広報</li> <li>・ボランティア主体によるイベント等への協力</li> </ul> <p>&lt;法令に基づく管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば内の占用物件の許可、使用許可</li> <li>・ひろば内の行為の許可、使用料の徴収や減免</li> <li>・財産の保全</li> </ul>
民間事業者 シルバー人材センター	<p>&lt;施設管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の定期点検及び補修</li> <li>・設備系施設管理</li> </ul> <p>&lt;植物管理&gt;</p> <p>※管理運営母体組織では対応できないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木・植栽管理（除草、消毒、施肥、雑草防除等）</li> <li>・芝生管理（刈込、施肥、散水等）</li> </ul>	
管理運営母体組織	<p>&lt;施設管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、除草など</li> <li>・各施設の日常確認</li> <li>・消耗品の交換等</li> </ul> <p>&lt;植物管理&gt;</p> <p>※専門業者等指導により危険がないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低木剪定</li> <li>・植栽・花壇管理（除草、消毒、施肥、雑草防除等）</li> <li>・芝生管理（刈込、施肥、散水等）</li> </ul> <p>&lt;安全管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視、安全、防犯パトロール（日常）</li> </ul>	<p>&lt;利用管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用相談・指導、事故報告等</li> <li>・ボランティア主体によるイベント等の企画、実施、広報</li> <li>・市主体によるイベント等への協力</li> </ul>

※施設管理とは、建築物、工作物、設備の管理のことである。

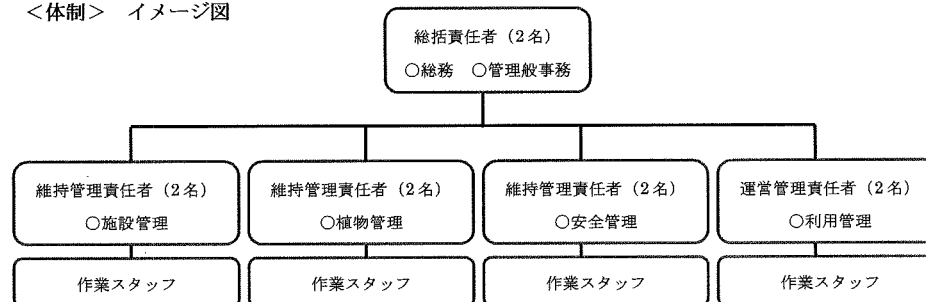
※植物管理とは、樹木、芝生、草花、草地等の管理のことである。

※イベントの例：ネーミングライツ、ガーデニングコンクール、各種教室など記念樹、樹木花壇の里親など

### 3. 管理運営母体組織

#### (1) 体制

<体制> イメージ図



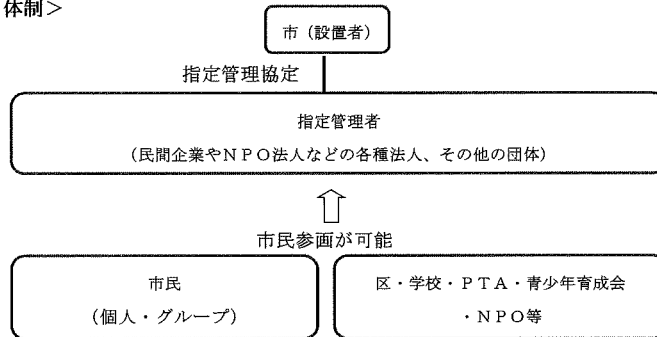
<p>(2) 活動内容</p>	<p>&lt;活動内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営母体組織の設置要綱等を定め、下記の活動を行います。</li> <li>・委員会意見、ワークショップ意見を参考に、今後設置要綱等の内容について検討していきます。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 清掃及び除草などの美化活動に関する活動</li> <li>2. 樹木・植栽・花壇・芝生等の植栽及び管理などに関する活動</li> <li>3. 各施設の日常確認に関する活動</li> <li>4. 管理運営母体の自主事業に関する活動</li> <li>5. ボランティア主体によるイベント等の企画、実施、広報</li> <li>6. 巡視・安全・防犯に関する活動</li> </ol>																		
<p>(3) 詰所</p>	<p>&lt;管理運営母体組織の詰所計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者等の打合せや作業記録を記載する場などとして利用</li> <li>・組織の全体打合せを行う場合は、市民活動サポートセンターなどを利用</li> </ul> <table border="1" data-bbox="443 606 1989 842"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>場所</th> <th>面積</th> <th>位置づけ</th> <th>施設の利用内容</th> <th>規模・設備・備品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>詰所 (新設)</td> <td>トイレ併設</td> <td>約 20.0 m<sup>2</sup></td> <td>市民ボランティア等による作業及び活動などに関し、統括的な事務を執り行うスペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日報・月報等の作成</li> <li>・備品管理などの管理</li> <li>・ボランティア等の受付窓口対応</li> <li>・各種団体組織責任者打合せ</li> <li>・ボランティア等に対する園内放送</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者(2名)と各種団体組織責任者(8名)の打合せが出来る程度の規模とする。(10名×2m<sup>2</sup>/人)</li> <li>・照明、電気、冷暖房器具、流し、放送設備(アンプ等)</li> <li>・長机4基、折りたたみ椅子10基</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	場所	面積	位置づけ	施設の利用内容	規模・設備・備品等	詰所 (新設)	トイレ併設	約 20.0 m <sup>2</sup>	市民ボランティア等による作業及び活動などに関し、統括的な事務を執り行うスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日報・月報等の作成</li> <li>・備品管理などの管理</li> <li>・ボランティア等の受付窓口対応</li> <li>・各種団体組織責任者打合せ</li> <li>・ボランティア等に対する園内放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者(2名)と各種団体組織責任者(8名)の打合せが出来る程度の規模とする。(10名×2m<sup>2</sup>/人)</li> <li>・照明、電気、冷暖房器具、流し、放送設備(アンプ等)</li> <li>・長机4基、折りたたみ椅子10基</li> </ul>						
施設名	場所	面積	位置づけ	施設の利用内容	規模・設備・備品等														
詰所 (新設)	トイレ併設	約 20.0 m <sup>2</sup>	市民ボランティア等による作業及び活動などに関し、統括的な事務を執り行うスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日報・月報等の作成</li> <li>・備品管理などの管理</li> <li>・ボランティア等の受付窓口対応</li> <li>・各種団体組織責任者打合せ</li> <li>・ボランティア等に対する園内放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者(2名)と各種団体組織責任者(8名)の打合せが出来る程度の規模とする。(10名×2m<sup>2</sup>/人)</li> <li>・照明、電気、冷暖房器具、流し、放送設備(アンプ等)</li> <li>・長机4基、折りたたみ椅子10基</li> </ul>														
<p>(4) 用具・資材</p>	<p>&lt;用具・資材置き場計画&gt;</p> <table border="1" data-bbox="443 909 1989 1216"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>場所</th> <th>面積</th> <th>位置づけ</th> <th>施設の利用内容</th> <th>規模・設備・備品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉庫 (新設)</td> <td>トイレ併設</td> <td>約 20.0 m<sup>2</sup></td> <td>管理運営に係る備品等を保管するスペース(利便性を考慮し、詰所と一体的な使用ができるスペース)</td> <td>管理運営母体組織等に貸与・支給する備品等の保管(日常的な管理に必要な用具等)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>倉庫 (既設)</td> <td>佐久平駅前倉庫</td> <td>約 16.0 m<sup>2</sup></td> <td>管理運営に係る備品等を保管するスペース(既存施設を利用)</td> <td>管理運営母体組織等に貸与・支給する用具等の保管(定期的な管理に必要な用具等)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;活動に伴う必需品の貸与及び支給&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他事例等を参考に、貸与、支給方法等について今後検討していきます。</li> </ul> <p>例) 清掃及び除草などの美化活動、樹木・花壇等の植栽及び管理などに関する活動に伴う用具等の必需品は、管理運営母体に貸与及び支給する。不足する用具等はボランティア等の持参とする。</p> <p>例) ひろば美化活動等に伴う清掃用具等の配布基準を定める。(1回当たりの参加人数により支給品数量を設定する。)</p>	施設名	場所	面積	位置づけ	施設の利用内容	規模・設備・備品等	倉庫 (新設)	トイレ併設	約 20.0 m <sup>2</sup>	管理運営に係る備品等を保管するスペース(利便性を考慮し、詰所と一体的な使用ができるスペース)	管理運営母体組織等に貸与・支給する備品等の保管(日常的な管理に必要な用具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul>	倉庫 (既設)	佐久平駅前倉庫	約 16.0 m <sup>2</sup>	管理運営に係る備品等を保管するスペース(既存施設を利用)	管理運営母体組織等に貸与・支給する用具等の保管(定期的な管理に必要な用具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul>
施設名	場所	面積	位置づけ	施設の利用内容	規模・設備・備品等														
倉庫 (新設)	トイレ併設	約 20.0 m <sup>2</sup>	管理運営に係る備品等を保管するスペース(利便性を考慮し、詰所と一体的な使用ができるスペース)	管理運営母体組織等に貸与・支給する備品等の保管(日常的な管理に必要な用具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul>														
倉庫 (既設)	佐久平駅前倉庫	約 16.0 m <sup>2</sup>	管理運営に係る備品等を保管するスペース(既存施設を利用)	管理運営母体組織等に貸与・支給する用具等の保管(定期的な管理に必要な用具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろば清掃及び除草などの美化活動に係る用具等一式</li> <li>・樹木・花壇・芝生の植栽及び管理に係る用具等一式</li> </ul>														

<p>(5) 保険</p> <p>4. 母体の組織化による メリット・デメリット</p> <p>5. その他</p>	<p>&lt;傷害保険、損害賠償責任保険&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他事例等を参考に、今後検討していきます。</li> </ul> <p>&lt;メリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に参加できます。</li> <li>・市民同士が触れ合える機会が創出されます。</li> <li>・専門業者からの指導により、知識の習得が期待できます。</li> <li>・管理運営母体主体のイベント等が開催できます。</li> <li>・総括責任者により、計画的な作業が可能となります。</li> <li>・イベント等の開催により、交流人口の創出に繋がります。</li> </ul> <p>&lt;デメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分配金を得て行うシルバー人材センター委託者などとの作業調整が必要になります。</li> <li>・総括責任者の役割が重要となり、市及び協力者の強力なバックアップ体制が必要となります。</li> </ul> <p>&lt;管理運営のワークショップの立ち上げ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報3月号において、実際に管理運営に携わって頂ける市民や団体等を募集し、市民協働による「愛され、親しまれ、共に育む“ひろば”」づくりをするための市民交流ひろばワークショップを、市民活動サポートセンターとの連携及び活用を図りながら立ち上げていく予定です。</li> <li>・市民交流ひろば設計管理運営計画検討委員会においても、今後、このワークショップや市民活動サポートセンターとの連携を図りながら、市民の意向や地域特性などが十分反映した、市民満足度の向上に資することができる管理運営の仕組みづくりについて検討を進めていきます。</li> </ul> <p>&lt;市民参加によるひろば整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に身近なひろばとして愛されるひろばづくりを進めるため、「ひろば整備の段階からの市民参加」について検討を進めていきます。</li> </ul>
--	---

<案2 管理形態 指定管理者制度による場合>

1. 管理運理の体制

<体制>



<指定管理者制度の目的>

・指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、民間事業者の持つノウハウや活力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としています。

<指定管理者制度のポイント> 右表参照

- ・自治体と団体等との関係⇒委託契約ではなく指定行為（行政処分）
- ・管理を行うもの⇒出資法人、公共団体、公共的団体、法人その他の団体
- ・管理業務⇒使用許可権限の行使

<指定管理の対象施設>

公の施設、公共施設（河川、港湾施設、道路、都市公園）、公益的施設（公営住宅、駐車場等）

<佐久市における指定管理者制度導入の状況（平成23年4月1日現在）>

公の施設であるデイサービスセンターなどの福祉施設や、日帰り温泉施設などの観光施設、コミュニティーセンターなど、58施設。  
うち公園は、「平尾山公園」の1つである。

<指定期間> 5年を基準として個々の施設の特徴を考慮の上決定します。  
（最長10年）

<制度導入の効果>

- ・市民にとっては、施設利用にあたってのサービス向上が期待されます。
- ・行政にとっては、公の施設の管理運営に係るコストの縮減が期待されます。
- ・民間事業者にとっては、公共分野における事業機会の拡大が期待されます。

<制度導入のための課題>

- ・指定管理業務を運営するための収入源が必要になります。  
（単独公園での管理運営には向かない管理運営体制です。）

<住民参画>

指定管理者の「運営管理」業務の中に住民参画の取り組みが業務として組み込まれている場合は、市民等がボランティアとして参画することは可能です。

【NPO法人とは？】

「NPO」とは非営利活動をする団体のことをいいます。非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことで、社会貢献的なものが該当します。非営利と聞くと対価をもらってはいけないとか利益を上げてはいけないと思われがちですが、そうではありません。営利を目的とせずに、利益が出た場合でも構成員に分配してはいけないということです。出た利益は今後の活動に使っていくようになります。

NPOのなかでも「特定非営利活動促進法」に基づき認められた団体のことを「NPO法人」と呼びます。NPO団体に法人格を与えることでより活動しやすい環境となります。

【ボランティアとNPOの違い】

ボランティアは「活動する個人・団体」を指し、NPOは「継続的に活動する組織・活動する場をつくる組織」を指す。報酬は、ボランティアもNPOも有償と無償のケースがあります。

	指定管理者制度
性質	管理に関する権限を「委任」して代行させるもの
管理主体	“指定管理者” 指定管理者の範囲に特段の制限なし(但し、個人は不可)
管理主体の選定・指定	議会の議決により、期間を定めて指定 ※予め企画提案方式などによる候補者の選考を行う
設置管理条例で規定すべき事項	①指定管理者の指定の手續 (↑通則的な条例を制定しても可) ②指定管理者が行う管理の基準 ③業務の範囲 その他必要な事項
使用許可権限と責任	条例で「業務の範囲」に使用許可権限を含めた場合、指定管理者が使用許可でき、またその責任も負う
利用料金制	可能 利用料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て指定管理者が定める
協定書で規定すべき事項	“協定書” ・委託料の額及び支払方法 ・施設内の物品の所有権 ・その他、細目的事項

※利用料金制度とは、公の施設を使用する際に住民の方が支払う料金を、地方公共団体ではなく、当該施設の指定管理者の収入とすることができる制度です。